

特別療養費の支給について

特別な理由なく保険料を滞納し続けた場合、資格確認書を返還していただき、資格確認書（特別療養）又は資格情報のお知らせ（特別療養）を交付します。

ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者はこの取り扱いの対象外となります。

通常、医療機関等を一部負担（3割・2割）で受診できますが、資格確認書（特別療養）又は資格情報のお知らせ（特別療養）を医療機関等に提示して受診した場合は、一旦医療費の全額（10割）をお支払いいただきます。後日申請することで、特別療養費として保険給付分が支給されます。

■特別療養費の支給除外対象

次の事情等に該当する場合、特別療養費の支給対象から除外されます。該当する方は、保険課まで届出を行ってください。

（1）原爆一般疾病医療費の支給等について

下記に該当する医療に関する給付を受けることができる方は、届出の際に各種受給者証等が必要です。

原爆一般疾病医療費の支給等	必要なもの(例)
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給	被爆者健康手帳
児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第2項の医療に係る療育の給付又は同法第21条の5の29第1項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第24条の20第1項(同法第24条の24第3項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給	受給者証
予防接種法第16条第1項第1号又は第2項第1号の医療費の支給	被害者健康手帳
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給	自立支援医療受給者証
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付	措置入院決定のお知らせ
麻薬及び向精神薬取締法第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付	措置入院の関する通知書
母子保健法第20条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給	養育医療券
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給	救済に関する決定通知書
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項、第37条の2第1項又は第44条の3の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付	決定通知書
石綿による健康被害の救済に関する法律第4条第1項の医療費の支給	石綿健康被害医療手帳
新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第4条第1号の医療費の支給	被害者健康手帳
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第12条第1項の定期検査費、同法第13条第1項の母子感染防止医療費又は同法第14条第1項の世帯内感染防止医療費の支給	特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証
難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給	特定医療費受給者証
沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条又は第4条の医療費の支給	診療報酬明細書等
国民健康保険法施行令第29条の2第8項の規定による高額療養費の支給	特定疾病療養受療証
前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付	各種手帳等

裏面をご確認ください

（２）災害その他の政令で定める特別の事情について

次の理由により国民健康保険料の納付が困難である場合は、政令で定める特別の事情に該当しますので、届出の際に、事実を確認できる書類が必要です。

災害その他の政令で定める特別の事情	事実を確認できるもの(例)
世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと	罹災証明書、盗難届出証明書
世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと	医師の診断書、医療機関の領収書
世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと	雇用保険受給資格者証、廃業届
世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと	当該年の1月1日から現在までの収入が確認できる書類(給与明細、帳簿等)
上記に類する事由があったこと	
世帯主や世帯の主たる生計維持者が死亡した場合	
世帯主や世帯の主たる生計維持者が服役した場合	在監証明書
世帯主や世帯の主たる生計維持者が破産の申立て手続きを行った場合	破産手続開始申立受理証明書
その他特に必要を認める場合	特別の事情の確認ができる書類

■特別療養費の支給申請は保険課保険係（１０番窓口）までお越しください。

下記の書類等をお持ちのうえ、保険課保険係までお越しください。

- (１) 医療機関等の領収書
- (２) 本人確認書類
- (３) キャッシュカードなど振込先口座の分かるもの
- (４) (住民票上の同一世帯以外の者が申請する場合) 委任状

支給額については、原則として滞納保険料に充当することになります。

■下記に該当する場合は、特別療養費の支給に代えて、療養の給付等を支給します。

- (１) 滞納している保険料を完納した場合、若しくは滞納額が著しく減少した場合
- (２) 災害その他の政令で定める特別の事情がある場合
- (３) その世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができるようになった場合(当該被保険者に限る)

特別療養費の支給に代えて、療養の給付等を支給する場合は、療養の給付等を行う旨の事前通知と資格確認書(特別療養)の返還通知を行い、資格確認書(特別療養)の返還又は有効期限経過後速やかに資格確認書を交付します。マイナンバーカードの保険証利用登録をされている方は、療養の給付等を行う旨の事前通知を行い、療養の給付等の開始予定年月日より前に資格情報のお知らせを交付します。

【お問い合わせ先】

芦屋市市民生活部市民室保険課保険係
電話番号：0797-38-2035